

無利子・無保証料で資金繰りを支援します

令和2年5月1日現在
奈良県地域産業課

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者への資金繰り支援措置として、県の制度融資条件を無利子・無保証料に拡充し、民間金融機関及び信用保証協会の協力のもと、迅速な資金繰り支援を実施します。

	新型コロナウイルス 感染症対応資金	経営環境変化・災害対策資金	セーフティネット対策資金		大規模経済危機等対策資金 (危機関連保証)
			(4号)	(5号)	
金利	①個人(小規模事業者):0% ②法人,個人(上記除く) (1)売上が前年同期比 15%以上減:0% (2)売上が前年同期比 5%以上減:1.9%	0%(県が負担)			
保証料	①個人(小規模事業者):0% ②法人,個人(上記除く) (1)売上が前年同期比 15%以上減:0% (2)売上が前年同期比 5%以上減:0.425%				
融資限度額 (※1)	3,000万円(別枠保証)	5,000万円(一般保証)	5,000万円(別枠保証)		5,000万円(別枠保証)
融資期間	10年(うち据置5年)	7年(うち据置1年)	7年(うち据置1年)		10年(うち据置2年)
要件 (※2)	セーフティネット保証(4号),(5号)もしくは 危機関連保証のいずれかの認定を市町村長 より受けたもの ※各認定の要件は右記参照	下記①,②のいずれにも該当するもの ①最近1か月の売上高等が前年同月比で 5%以上減少 している ②最近1か月の期間を含めた今後3か月 間の売上高等が前年同期比で 5%以上減少 することが見込まれる	下記①,②のいずれにも該当するもの ①最近1か月の売上高等が前年同月比で 20%以上減少 している ②最近1か月の期間を含めた今後3か月 間の売上高等が前年同期比で 20%以上減少 することが見込まれる	下記①,②のいずれにも該当するもの ①指定業種(※3)に属する事業を行ってい る ②最近3か月間の売上高等が前年同期比で 5%以上減少 している	下記①,②のいずれにも該当するもの ①最近1か月の売上高等が前年同月比で 15%以上減少 している ②最近1か月の期間を含めた今後3か月 間の売上高等が前年同期比で 15%以上減少 することが見込まれる
認定の要否 (申請先)	要 (事業所の所在する市町村長の認定)	不要	要 (事業所の所在する市町村長の認定)	要 (事業所の所在する市町村長の認定)	要 (事業所の所在する市町村長の認定)

(※1)新型コロナウイルス感染症対応資金,経営環境変化・災害対策資金,セーフティネット対策資金,大規模経済危機等対策資金を併用した場合,融資限度額は最大1億8,000万円です。

(※2)セーフティネット対策資金(4号),(5号)及び大規模経済危機等対策資金(危機関連保証)の要件について一部緩和されています。詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください。

(※3)指定業種は一部例外業種を除く原則全業種の方々がご利用できるよう指定されています(日本標準産業分類細分類基準で1,145業種)。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。

お問い合わせ先:県内金融機関,奈良県信用保証協会,商工会連合会,商工会議所,奈良県地域産業課